

2016年9月5日

国立大学法人富山大学
学長 遠藤 俊郎 殿

富山大学教職員組合
中央執行委員長 広瀬 信

「教養教育エフォート 60%以上」の撤回の申し入れ

下記の要求について9月14日までに文書で回答するとともに、その内容を9月15日の教育研究評議会で説明するよう要求します。

記

要求事項

教養教育院専任教員について、教養教育に係るエフォートを全業務の60%以上にすることを撤回するよう要求します。

要求理由

8月9日の大学改革についての説明会配布資料スライド8頁で、教養教育院の専任教員について、「教養教育に係るエフォート（授業及びそれに付随する時間のみならず、教養教育の管理運営に費やす時間を含む）を、全業務のうち60%以上を目安とする。」としていますが、これは、教養教育院の専任教員から、「主として研究に従事する」地位を奪うことを意味しています。

現在、教員には専門業務型裁量労働制が適用されていますが、厚生労働省は、その適用対象である「大学における教授研究の業務（主として研究に従事するものに限る。）」について次のように規定しています。

「『主として研究に従事する』とは、業務の中心はあくまで研究の業務であることをいうものであり、具体的には、講義等の授業や、入試事務等の教育関連業務の時間が、多くとも、1週の所定労働時間又は法定労働時間のうち短いものについて、そのおおむね5割に満たない程度であることをいうものであること。」

(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/senmon/a12.html>)

従って、エフォート60%以上の教養教育院専任教員は、専門業務型裁量労働制の適用対象外となります。これは、従来、業務の遂行方法、時間配分が自由な裁量に委ねられ、その中で主として研究に従事できた業務から、強制的に配置転換されることを意味します。

教養教育に係るエフォートを60%以上にすることで、教養教育院専任教員から、「主として研究に従事する」地位を奪う差別的扱いに我々は同意できません。この60%以上規定の撤回を要求します。同時に、採用時に「エフォート60%以上」に同意していない教員を、本人の同意なしに強制的に配置転換することは許されないことを指摘しておきます。

なお、これは不利益変更ですので、この申し入れへの回答を踏まえて、改めて団体交渉を申し入れる所存です。

以上。